

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	産業観光部観光振興課
委 託 業 務 名	堅田駅前観光案内所管理運営業務（上半期）
委 託 業 務 場 所	大津市真野一丁目
概 要	J R 堅田駅前の観光案内所の管理運営業務委託。大津市を訪れる来訪者をあたたかく迎えるために、目的に応じた観光地や交通手段等の的確な案内及び説明、宿泊希望客に対する宿泊施設等の情報提供、パンフレット、ポスター等による観光名所・催事の宣伝業務を行う。
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	2, 4 3 2, 4 9 1 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市御陵町 2 番 3 号 〔名 称〕 公益社団法人 びわ湖大津観光協会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本市では、市内の主要駅である堅田駅前に観光案内所を設け、来訪者に駅を起点とした周遊観光をしていただけるよう、また情報提供ができるよう観光案内業務を実施している。 総合的な見地からの判断により、最適な管理運営事業者を選定する必要があるため、令和 4 年度に公募型のプロポーザルにより、3 年の事業継続が可能な体制を有することを条件として最も優れた企画提案を行った上記事業者を選定し、令和 4 年 1 0 月 1 日から委託業務を開始した。令和 7 年度についても、令和 6 年度における当該業務の履行実績の評価を行った結果、良好であり継続して委託することが妥当と判断したため、プロポーザルの残期間である令和 7 年 9 月 3 0 日まで、引き続き契約を締結するものである。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。